

# 「清涼飲料水自動販売機販売管理者」募集要項

令和4年 2月

株式会社仙台市環境整備公社

株式会社仙台市環境整備公社が行う清涼飲料水自動販売機の設置及び運営を行う販売管理者（以下「自販機販売管理者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

## 1 公募物件

- (1) 所 在 ①仙台市泉区松森字阿比古7-1  
②仙台市青葉区郷六字葛岡57-1
- (2) 設置場所 ①仙台市松森資源化センター内  
②葛岡粗大ごみ処理施設内
- (3) 設置機種 一般（缶・びん・ペットボトル等混合清涼飲料水等の自動販売機）
- (4) 設置台数 各々2台

## 2 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は仙台市内に住所を、法人の場合は仙台市内に本店又は支店・営業所を有し、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機（以下「自販機」という。）の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理などの自販機の維持管理を自己の責任において行なう者であること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する飲料を販売しようとする場合は、許認可等の免許を有していること。
- (5) 次の資本的（親子）関係にある系列会社の応募は系列内で1社とする。
  - イ 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下「同じ」）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下「同じ」）の関係にある場合。
  - ロ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は同団体に属する者でないこと。

## 3 自販機の設置条件等

- (1) 設置契約書の締結及び契約期間
  - ① 自販機の設置にあたり自販機販売管理者との間で、「自動販売機の設置に関する契約書」を締結します。
  - ② 設置契約の期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間とします。  
当初設置した公募条件を変更しないことを前提として、3年を限度として1年ごとに契約を更新することができます。
- (2) 自販機の販売価格  
自動販売機の販売価格については、清涼飲料水・コーヒー（ショート缶・ロング缶）・紅茶

等の概ね 350 ml以下の物及び天然水（概ね 500 ml）について 1 本 100 円程度とし、スポーツドリンク・緑茶等（概ね 500 ml）については 1 本 120 円程度とすること。ただし、販売価格について交渉する場合があります。

(3) 設置料

売上金額に 0.05（5%）を乗じて得た金額とします。なお、別途消費税が課せられます。

(4) 売上報告書の提出等

- ① 売上状況を 3 か月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の 15 日迄に、指定の売上報告書（様式 5）により当社に提出することとします。
- ② 当社は、四半期最終月の翌月の 20 日迄に、設置料の請求書を送付しますので、当月末迄に指定口座に銀行振込で納入願います。なお、その際の振込手数料は自販機販売管理者が負担することとします。

(5) 電気料

電気使用量実費負担とするため、自販機の定格電力量に基づき計算された電気料を支払うこと。

(6) 自販機設置の基準等

- ① 設置する自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を必ず明記すること。
- ② 自販機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号））に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自販機であること。
- ③ 自販機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を施し、犯罪の防止に努めること。
- ④ 自販機を据付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は(社)全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講ずること。
- ⑤ 自販機等の大きさについては、別紙「自動販売機設置場所等」の範囲内に設置できるものであること。

(7) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自販機の維持管理については、自販機販売管理者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品が無いよう努めること。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

(8) 使用済み容器等の回収ボックスの設置及び管理

使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理については、自販機販売管理者の責任において、次のとおり行うものとします。

- ① 使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製または金属製とし、概ね 70ℓ以上の物を設置すること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を必ず表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとすること。
- ② 回収ボックスからの容器の回収と処理は、自販機販売管理者の責任においてこれを行う。処理にあたっては、法律または条例の規定に基づき許可を得るなど適切にリサイクルに結びつけ得る業者に委託するものとする。なお、回収頻度についても、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。

(9) その他の制限

- ① 設置の条件を遵守し、設置料を確実に納付すること。
- ② 2-(4)に係る許認可等は契約期間中、継続的に効力を有すること。
- ③ 自販機を第三者に譲渡又は転貸は行わないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、自販機設置施設側の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は飲料品とすること。
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。

4 自販機販売管理者の選定方法

(1) くじ引きによる抽選

くじを引く順番を決める予備抽選後、自販機販売管理者を決定する本抽選を行います。

(2) 抽選日及び抽選場所

令和4年2月18日(金) 14時

株式会社仙台市環境整備公社 本社 会議室

仙台市泉区松森字阿比古7番1

5 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和4年2月7日(月)～令和4年2月14日(月)

午前 9時00分～正午 午後1時～午後4時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

〒981-3111

仙台市泉区松森字阿比古7-1

株式会社仙台市環境整備公社 ☎022-218-2050

(3) 申込みに必要な書類

- ① 自動販売機設置申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 会社概要(様式3)
- ④ 2-(4)に係る許認可等の免許証の写し
- ⑤ 2-(5)に関しては「資本関係に関する届出書」(様式4)

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参又は郵送してください。(電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

**【申し込み・問い合わせ先】**

株式会社仙台市環境整備公社

☎ 022-218-2050

fax 022-218-2052

〒981-3111 仙台市泉区松森字阿比古7番1

担当 総務部総務課 佐藤・林